

中原区役所における公用車の自動車検査証有効期間満了後の運行について

中原区役所が所有する公用車29台のうち2台について、9月下旬に自動車検査証（以下「車検」という。）の有効期間が満了している状態で、計走行回数10回、154km走行していたことが判明しましたので、お知らせいたします。なお、この期間の走行中、事故や車両の異常等はありませんでした。

1 概要

中原区役所では、29台の公用車を所有し、地域のイベントや危機管理等の業務において職員が使用しています。

令和5年10月5日に中原区役所総務課の職員が、中原区役所駐車場で軽貨物車（車両1）を移動させようとした際、車検の有効期間が満了していることが判明したため、保有するその他の車両について確認したところ、小型貨物車（車両2）についても車検の有効期間が過ぎていることが判明したものです。

2 当該車両及び運行状況

(1) 車両1

ア 車種等：軽自動車・貨物、排気量650cc、平成27年式

イ 車検満了日：令和5年9月28日

ウ 運行状況：令和5年9月29日から10月2日のうち4日間、走行回数7回、走行距離65km

エ 自動車損害賠償責任保険：令和5年10月29日まで

(2) 車両2

ア 車種等：小型・貨物、排気量1,990cc、平成29年式

イ 車検満了日：令和5年9月24日

ウ 運行状況：令和5年9月25日から10月4日のうち3日間、走行回数3回、走行距離89km

エ 自動車損害賠償責任保険：令和5年10月21日まで

3 原因

当該車両に係る車検の更新手続きを失念したこと、車検の有効期間の管理及びチェック体制が不十分であったことが原因です。

4 対応

令和5年10月5日の車検切れ判明後、直ちに当該車両の運行を停止し、令和5年10月11日に自動車管理者である中原区役所総務課長が中原警察署へ届け出ました。

なお、中原区役所が管理するほかの公用車（27台）については、車検及び自動車損害賠償責任保険の有効期間を確認し、有効期間内であることを確認済みです。

5 再発防止策

- (1) 車両の管理については、複数の担当者によるダブルチェック体制を構築し、車検の有効期限の確認を行うとともに、自動車管理者による車両台帳の確認・管理を徹底します。
- (2) 運転日報へ車検満了日を記載することにより、運転者へ周知徹底を図ります。
- (3) 車両内部（ダッシュボード等）への車検満了日を表示することにより、運転者及び同乗者への周知徹底を図ります。

【問合せ先】

川崎市中原区役所まちづくり推進部総務課 瀬川
電話：044-744-3122